

「適切な労務賃金の支払に関する説明会」

社会保険に関する説明

平成25年7月
一般社団法人日本建設業連合会
労働委員会

本資料において社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう

社会保険未加入に対する日建連の姿勢

日建連（平成24年4月19日）
「社会保険加入促進計画」

国土交通省（平成24年7月4日）
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

↓ これを受けて

日建連（平成24年10月1日）
「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（以下「**下請指導の指針**」という。）

日建連の基本姿勢

- ・下請に対して**積極的に加入促進を指導**していく
- ・下請に対して社会保険料に係る**法定福利費**を確保する（**支払う**）

法定福利費における個人負担分と事業主負担分について

国土交通省等の積算基準

- ・個人負担分; **労務費**に含まれる
- ・事業主負担分; **現場管理費**に含まれる

社会保険の加入徹底の観点からの国土交通省の対応

- ・個人負担分; 平成25年度の**公共工事設計労務単価引き上げ**
- ・事業主負担分; 平成24年度の国交省土木工事の積算基準での**現場管理費率の見直し**

下記の認識が大切

- ・両者の対応目的は社会保険加入促進と同じである
- ・しかし、それぞれに**分けて対応**されている

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

(4) 社会保険等への加入の促進 の説明

元請は下請の社会保険料に係る**法定福利費**の全額を一次下請に支払うことを基本とする。

(**法定福利費**とは)

平成25年度公共工事設計労務単価は、平均で15.1%と大幅な引き上げが行われているが、その要因は実勢価格の上昇として10%程度、全ての技能労働者の社会保険加入を前提として5%程度を政策的に引き上げられたものである。

その5%程度の引き上げについては、個人負担分の法定福利費であることから、ここでいう「法定福利費」は「**個人負担分の法定福利費**」とする。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

(4) 社会保険等への加入の促進 の説明

元請は下請の社会保険料に係る**法定福利費の全額**を一次下請に支払うことを基本とする。

(個人負担分の**法定福利費の全額**とは)

設計労務単価の引き上げに伴い、個人負担分の法定福利費の原資は元請事業主の請負金額に含まれると解される。

これを踏まえて、法定福利費の「全額」とは、社会保険の加入実態(加入率)に応じた法定福利費の全額ではなく、「**技能労働者の全員**が社会保険加入に必要な法定福利費」とする。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

法定福利費の整理

(個人負担分の法定福利費の**性格**と、**支払の実証**)

個人負担分の法定福利費は、決定した労務賃金に対して率計算で算出され、かつ労務賃金の一部を構成するものであるため、個別に労務賃金から取出すことはできない。

このため、**適切な労務賃金の支払い**が、すなわち個人負担分の法定福利費の全額を一次下請に支払った実証となる。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

法定福利費の整理

(個人負担分の**法定福利費**の具体的な額、下請けへの支払に当たって)

個人負担分の法定福利費は、発注者の積算から導き出されるものではなく、元請が事前に把握することはできないものである。

その額は、**一次下請以下の見積(請求)金額に含まれるもの**であり、元請としては、一次下請に対して、一次下請以下の**技能労働者全員の社会保険加入に必要な額を含む見積(請求)金額を提出するよう求めるべき**である。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

法定福利費の整理

(事業主負担分の法定福利費の取扱い)

事業主負担分の法定福利費について、国土交通省では、技能労働者の全員の社会保険加入を前提として、既に平成24年4月、土木工事積算基準等を改正(予定価格0.8%上昇)している。

日建連としては、別途策定する「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」において、その取扱いを明記し、**技能労働者全員の社会保険加入**に必要な事業主負担の法定福利費の全額支払うこととしている。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

法定福利費の整理

(**中間搾取**しているとの**実態のない疑念**を持たれないために)

平成24年度以降の国土交通省の土木工事積算基準及び、平成25年度以降の公共工事設計労務単価が適用された工事においては、事業主負担分及び労務賃金に含まれる個人負担分の法定福利費の支払は、社会保険の加入実態(加入率)に応じたものではなく、**技能労働者の全員が社会保険加入**に必要な法定福利費の全額を支払わなければならない。

仮に社会保険の**加入実態等に見合った**法定福利費を支払うとした場合、元請が法定福利費の一部を搾取しているとの疑念を与える恐れがある。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

社会保険の加入要請(指導)

元請として、**協力会社組織を通じた指導**のほか、**下請選定時の確認・指導**、あるいは**再下請負通知書**、**作業員名簿**により一次下請を通じて確認・指導等を実施するものである。また、未加入等がある場合は、必要に応じて一次下請に対して個別に指導を行うことにしている。

平成25年度公共工事設計労務単価が適用された工事においては、前述の「**下請指導の指針**」に基づいた取り扱いを行うこととするが、その**加入指導**をより**徹底**する必要がある。

ただし、未加入者の現場入場を認めないといった取り扱いを要請するものではない。

「適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等に関する実施要領」

社会保険の加入要請(指導)

元請から一次下請、一次下請から二次下請、最終的に技能労働者を雇用する下請へ社会保険加入に必要な法定福利費の原資をわたすことが、社会保険の加入促進における一つの大きな推進策になるものと考えている。

社会保険の適用除外者についても、社会保険加入に必要な法定福利費が下請に支払われることは、過度な一人親方化や偽装請負、さらには重層化に歯止めを掛けていく面からも重要なことと捉えている。

「適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領」

社会保険の加入状況の調査

社会保険の加入状況の調査については、**年1回**の調査となるが、時期及び対象は四半期ごとに実施する**賃金支払状況調査**に**合わせる**。(平成25年7月現在は最終四半期を予定)
社会保険の加入状況については、日建連として、**雇用保険、健康保険、年金保険**の保険種別毎に保険加入の実態を把握して、加入促進への対応を図るため、公共事業労務費調査に倣って、3保険それぞれ技能労働者が加入している**保険種類**を調査する。

「適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領」

社会保険の加入状況の調査

(協力会社 日建連会員企業)																			
合計欄の網掛け部分は入力不要。自動計算。(各保険とも同様)																			
保険種別	雇用保険					健康保険								年金保険					
	一般 (人)	日雇 (人)	短期 特別 (人)	未加入 (人)	合計 (人)	全国健康保険協会管 掌健康保険(協会けんぽ)(人)		全国土木建築国民健 康保険組合(人)		その他の 国民健康 保険組合 (人)	船員 保険 (人)	組合管掌 健康保険 (各企業の 健康保険 組合)(人)	市町村国 民健康保 険(人)	未加入 (人)	合計 (人)	厚生年金 保険(人)	国民年金 保険(人)	未加入 (人)	合計 (人)
						一般	日雇特別	一種	二種(日雇)										
特殊作業員					0										0				0
普通作業員					0										0				0
軽作業員					0										0				0
造園工					0										0				0
とび工															0				0
ブロック工															0				0
電工															0				0
鉄筋工															0				0
運転手(特殊)															0				0
運転手(一般)															0				0
土木一般世話役					0										0				0
型わく工					0										0				0
大工					0										0				0
左官					0										0				0
配管工					0										0				0
設備機械工					0										0				0
交通誘導員A					0										0				0
交通誘導員B					0										0				0
その他 職種					0										0				0
					0										0				0
					0										0				0
					0										0				0

雇用保険、健康保険、年金保険の3保険について、調査対象の各人別に、3保険それぞれ該当する保険種別を一つのみカウントして下さい。

上記でカウントした各保険の保険種別毎の人数を半角数字にて入力して下さい。

各保険の人数の合計欄は、報告様式(労務単価)の「調査人数」に合うよう確認して下さい。